

「循環」：循環型社会の構築

亀山市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)



※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

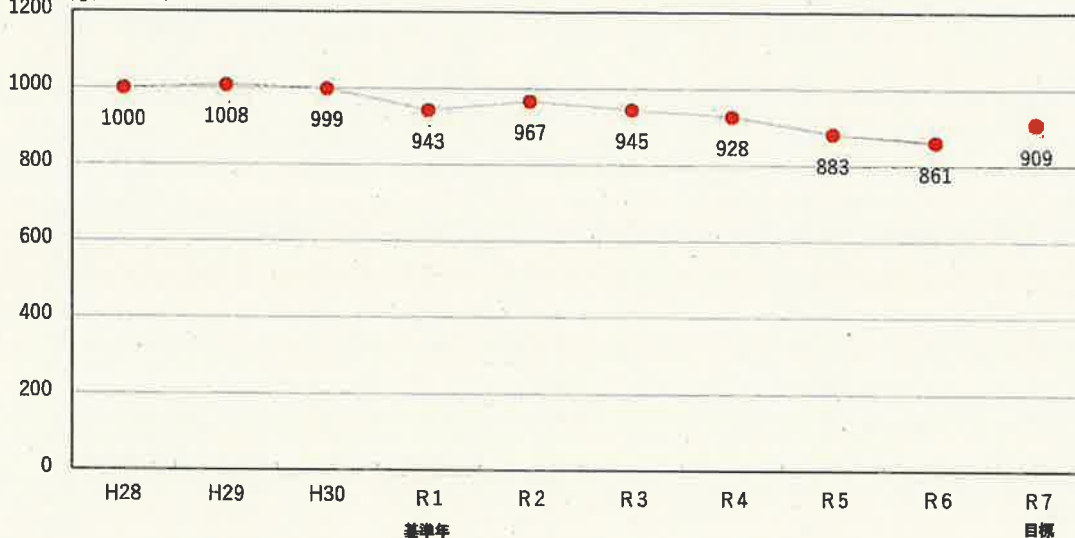
「循環」 : 循環型社会の構築



1. 成果指標に関する目標と実績

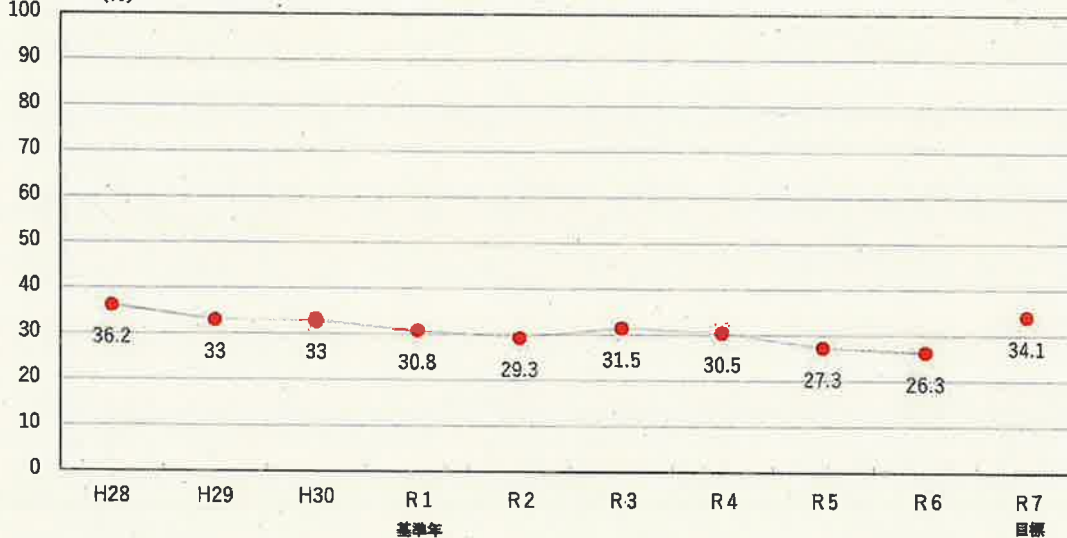
成果指標 1人1日当たりのごみ排出量

(g/人・日)



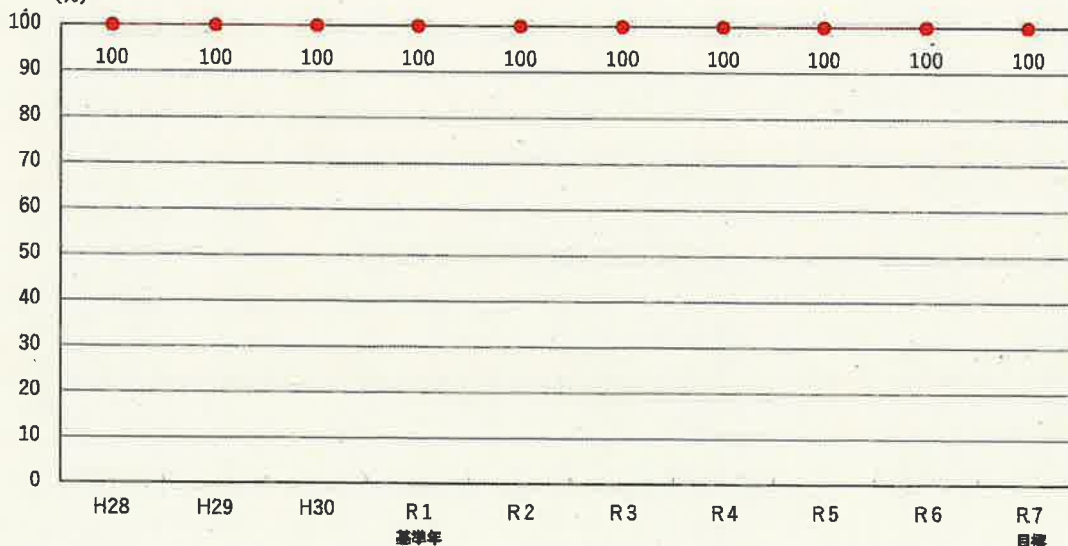
成果指標 ごみの資源化率

(%)



成果指標 溶融飛灰の資源化率

(%)



循環<取組方針1>

「抑制する」(ごみの発生・排出を抑制する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次亀山市環境基本計画のプロジェクトとして位置付けた食品ロス削減のための取り組みを進め、協力店舗は1店増加したが、引き続き参加を呼びかけつつ、周知・啓発に努める必要がある。 ・多くの市民に交付できるよう生ごみ処理容器購入費補助金の精度運用の見直しを行った。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が重点を置きたいことに対してごみダイエットサポーターと意見交換会を行う。 ・公共施設への生ごみ処理容器の設置、堆肥化への推進のための情報収集を行い、処理容器の設置及び堆肥化の推進に繋がれるよう取り組む。 	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの排出抑制に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等にごみの使い捨て商品の利用自粛や生ごみの水切りなど排出抑制に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②食を通して、食品ロスの削減に関する啓発を図るため、亀山市食生活改善推進協議会その他関連団体と連携した取組を進めます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合環境センターでの施設見学時にごみの排出抑制について周知・啓発している。 ・ファミリークッキングにて食品ロス削減についての健康教育を実施している。
<p>実施状況</p>	<p>総合環境センター施設見学等においてごみの排出抑制について周知・啓発を行った。ファミリークッキングにおいて食品ロス削減についてのパンフレットを配布し健康教育を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>広報等での掲載内容については、内容がマンネリ化しつつある。</p>
<p>課題</p>	<p>広報での周知・啓発に代わる方法での周知・啓発を行う必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>市民が関心を持つような新たな情報や話題が提供できるよう情報収集に努め、引き続き、機会を捉えて周知・啓発活動に取り組む。</p>

(2) ごみの排出抑制に関する取組の推進

〔取組内容〕

- ①ごみダイエットサポーターと協働して、市民目線でのごみ減量に関するアイデア提案や意見交換の機会を創出しごみの減量等に向けた検討を行います。
- ②食品ロスについて、市民生活に密接に関わる販売・消費に焦点を当てて、市民・事業者・行政の連携・協力体制を構築し必要な支援を行うことで食品ロス削減の仕組みづくりを検討します。また、使いやすく効率的な仕組みとなるよう、ICTの積極的な活用も検討します。
- ③食品ロスの約半分が家庭から廃棄されていることから、家庭における食品ロスの発生状況に関する調査結果を踏まえた効果的な対策を検討・実施します。
- ④衣類や靴の再使用を促進するため、衣類等の店頭回収を行っている小売店に関する情報発信と啓発に努めます。
- ⑤ペットボトル、紙コップや割りばし等の使い捨て製品の利用を減らすため、マイボトルやマイ箸の利用を促進します。
- ⑥廃プラスチックごみの削減等のため、容器を繰り返し使用できる詰め替え商品を積極的に購入し利用するよう、周知啓発に努めます。
- ⑦生ごみ処理容器の有効性をPRすることにより、市民、事業者における生ごみ処理容器の積極的な利用を促します。また、家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理容器の購入を支援し、生ごみの堆肥化を促進します。なお、学校などの公共施設においては、生ごみ処理機を設置して堆肥化を推進します。

<p>令和5年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>まづまづ進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」に取り組んでいるが、事業者と利用者が少ない。 ・生ごみ処理容器の購入費補助の対象に生ごみ消滅容器キエーロを追加したことで家庭からの生ごみ減量化の促進が図られている。
<p>実施状況</p>	<p>食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」（食品関連事業者と市民をマッチングさせ食品ロスの削減を図る取組）の運用及び消滅型生ごみ処理容器「キエーロ」の普及について、ごみダイエットサポーター会議（1回）を開催し、情報の提供や意見交換を行った。また、協力店舗数が少ないことから商工会議所加盟事業者にアンケートの実施や「かめやまタベスケ」への参加を呼びかけた。</p> <p>生ごみ処理容器購入者に対し、購入費補助金（39件）の交付、より多くの市民に交付できるよう制度運用の見直しを行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>ごみダイエットサポーター会議での意見や内容を活かしてきれていない。「かめやまタベスケ」に参加する事業者が少ない。公共施設への生ごみ処理容器の設置、堆肥化の推進に取り組めていない。</p>
<p>課題</p>	<p>「かめやまタベスケ」の協力事業者は1事業者増加したが、スーパーでは値下げシールを貼れば売れるため、参加に至っていない。ごみダイエットサポーター会議内容を生かせるような検討を行っていない。</p> <p>公共施設への生ごみ処理容器の設置、堆肥化推進のために必要な情報収集を行っていない。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>引き続き、事業者に「かめやまタベスケ」への参加を呼びかけるとともに、「手前どり」など食品ロスに関する周知・啓発に努める。市が重点を置きたいことに対してごみダイエットサポーターと意見交換会を行う。</p> <p>情報収集を行い、生ごみ処理容器設置及び堆肥化の推進に繋げられるよう取り組む。</p>

循環〈取組方針2〉

「再使用する」(使えるものは繰り返し使う。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの再使用に関する周知・啓発は行ったもののグリーン購入の普及促進ができていない。 ・リユースにおいては不用品買取価格サイトによる再利用を促進するためごみカレンダーへの掲載及び行政出前講座等で周知・啓発を行っている。 ・公共工事におけるリサイクル建設資材等の利用が適切に実施されている。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の普及促進においては、先進自治体の事例を参考に検討を行う。 ・公共工事のリサイクル資材等の利用促進は現状の取組を継続し、建設副産物の再利用化については工事検査等で三重県建設副産物処理基準の履行を引き続き確認していく。 ・不用品買取価格サイト運業者以外のリユース事業に取り組んでいる事業者との連携を検討する。 	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等にごみの再使用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②グリーン購入に関する周知・啓発を行うとともに、製品に関する情報提供を行い、グリーン購入の普及促進を図ります。
- ③家庭用使用済インクカートリッジの再使用を促進するため、メーカーが設置する回収ボックスの利用に関する情報発信と啓発に努めます。
- ④使用済の小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電子、小型シール鉛蓄電池）の廃棄について、小売店や行政が設置する回収ボックスの積極的な利用促進を図ります。
- ⑤家庭で使わなくなった家財について、リサイクルショップ等の利用促進や、地域の情報サイトやアプリの活用等を図り、不用品の排出抑制に繋がります。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再使用に関する周知、啓発を図り、不用品買取価格サイトによる再利用を促進するため、ごみカレンダーへの掲載及び行政出前講座等で周知・啓発を行っている。 ・グリーン購入の普及促進を図ることができなかった。
<p>実施状況</p>	<p>施設見学等にて不用品の「再使用」に関する周知・啓発を行った。グリーン購入の普及促進の実施及び使用済インクカートリッジの再使用促進を図れなかった。不用品買取価格サイトによる再利用を促進するため、ごみカレンダーへの掲載、出前講座などで周知・啓発を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>再使用について周知・啓発等を実施したものの、内容がマンネリ化しつつある。グリーン購入においては、具体的な普及促進に踏み込めていない。インクカートリッジの再使用促進が図れていない。</p>
<p>課題</p>	<p>再使用の周知・啓発等において、市民が関心を持つような内容での周知、啓発活動を今以上に充実させる必要がある。 グリーン購入に対する市民、事業者への周知・啓発の手法や見せ方について検討する必要がある。 「インクカートリッジ里親プロジェクト」への参加を検討する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>市民が関心を持つような情報や話題が提供できるよう工夫する。また、グリーン購入において、他自治体の事例を参考に検討を行い周知・啓発を行う。 インクカートリッジ里帰りプロジェクトへの参加に向けて検討を行う。</p>

(2) 公共部門における再使用の推進

〔取組内容〕

- ①公共工事における再使用を推進するため、公共工事におけるリサイクル資材等の利用を推進します。
- ②家庭で不要となった日用品を行政が回収し、イベント等においてリユースマーケットを実施し、再使用の推進を図ります。
- ③「亀山市グリーン購入方針」に基づき、本市で購入する物品等について、グリーン購入を推進します。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事におけるリサイクル建設資材等の利用が適切に実施されている。 ・グリーン購入を推進できていない。
<p>実施状況</p>	<p>公共工事におけるリサイクル建設資材の使用について、使用材料確認表にて適切に利用されていることの確認を行った。 リユースマーケットは実施できなかったが、施設見学の機会を捉え再使用をはじめとする4Rについて周知啓発に取り組んだ。 グリーン購入については、推進できなかった。</p>
<p>問題点</p>	<p>公共工事のリサイクル建設資材等の利用は、発注者及び受注者とも意識も高まっているが引き続き促進に努めていく必要がある。また、建設副産物の再利用化について最新情報を収集し情報共有していく必要がある。 グリーン購入において、普及推進に踏み込めていない。</p>
<p>課題</p>	<p>グリーン購入の推進を積極的に行えていない。 公共工事のリサイクル建設資材等については、資源が繰り返し利用されるよう適切な廃棄物処理を行い、リサイクル製品の積極的な利用を推進していくことで環境負荷の低減を図り循環型社会の構築を行っていく。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>グリーン購入は、担当課に対して単価契約品目について実態調査を行い、結果を踏まえ調達品目（単価契約品目）の追加を促す。 公共工事のリサイクル資材等の利用促進は現状の取組を継続し、建設副産物の再利用化については工事検査等で三重県建設副産物処理基準の履行を確認していく。</p>

循環〈取組方針3〉

「再生利用する」(資源として有効利用する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶融飛灰の全量再資源化の維持、刈り草コンポスト化の推進では、運営移譲先事業者による積極的なマーケティングによりコンポスト生産量のほぼ全量が活用されるなど着実に再生利用が進んでいる。 ・ 広報かめやま、市ホームページや施設見学で、ごみの再生使用を含む4Rに関する情報の周知、啓発ができているため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が関心を持つような情報や話題が提供できるよう情報収集に努め、引き続き周知・啓発活動に取り組む。 ・ 雑がみの資源化については、自治会等への出前トーク、広報などによる周知啓発に努め、市民の分別意識を高める。 ・ 環境センター窓口等でコンポストの配布を続けて行い、刈草の堆肥化処理とその活用について周知を行う。 	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

① 広報かめやま、ホームページ等にごみの再生利用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報かめやまや施設見学等で、ごみの「再生利用」を含む4Rに関する情報の掲載や啓発ができています。
<p>実施状況</p>	<p>施設見学等で、「再生利用」に関するの周知、啓発を図った。また、環境月間に合わせて不用品の回収業者は適切に選ぶことや不法投棄について周知・啓発を行い、食品トレイ分別回収モデル事業（トレイtoトレイ）を周知し、分別回収への協力を働きかけた。</p>
<p>問題点</p>	<p>啓発内容がマンネリ化している。</p>
<p>課題</p>	<p>広報での周知・啓発に代わる方法での周知・啓発が必要。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>市民が関心を持つような新たな情報や話題が提供できるよう情報収集に努め、引き続き、機会を捉えて周知・啓発活動に取り組む。工夫する。</p>

(2) ごみの再生利用の拡大

〔取組内容〕

- ①山元還元方式による溶融飛灰の全量再資源化を継続します。
- ②2021（令和3）年4月から分別収集を本格実施している雑がみについては、一般ごみから資源ごみへの排出転換をより一層促進し、資源化量の拡大に努めます。
- ③資源物の集団回収活動については、現行制度を見直し、地域で生じた資源物を市民団体が直接民間再生資源業者に引き渡すリサイクル活動を支援する制度への転換を検討します。
- ④2019（平成31）年4月に民間事業者に運営移譲した亀山市刈り草コンポスト化センターは、他市町で発生した刈り草を広域処理するなどスケールメリットを活かした運営により堆肥化量の拡大が可能となりました。今後も公共事業等で積極的に活用されるよう周知を図り、刈り草の堆肥化処理及び活用を促進します。
- ⑤政府が検討中の新法案「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の動向を注視し、家庭や事業所から排出されるプラスチックごみの減量と循環の促進を図ります。
- ⑥羽毛布団や使用済小型電子機器、小型充電式電池などのピックアップ回収または拠点回収しているごみの効果的な回収方法を検討し、資源化量の拡大に取り組みます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶融飛灰の全量再資源化が維持できている。 ・小型充電式電池の分別回収を開始、古着のピックアップ回収に努めている。 ・リサイクル活動支援制度の転換の検討が実施されていない。 ・運営移譲先が積極的にマーケティングを行い、ほぼ全量配布された。
<p>実施状況</p>	<p>溶融飛灰の全てを再資源化処理できる民間廃棄物処理業者に委託処理し最終処分量ゼロを継続した。</p> <p>再資源化促進事業では、県内13市の報奨制度について調査し、現行制度の見直し（対象品目、交付金額）を行い要綱改正を行った。</p> <p>刈り草コンポスト化推進事業では、運営移譲先事業者が積極的にマーケティング活動を行い、1,596,170kgを配布することができた。また、総合環境センターでも堆肥の配布を行った。</p> <p>使用済小型電子機器は、市内5箇所での拠点回収、羽毛布団のピックアップ回収、小型充電式電池は「危険ごみ」として分別回収し再資源化処理業者へ引き渡した。</p>
<p>問題点</p>	<p>「雑がみ」の資源化量は70t台後半で推移してきたが、令和6年度は66tと減少している。食品残渣が付着している場合などは「一般ごみ」として排出してもよいが、再生利用可能な「雑がみ」までが「一般ごみ」として排出されていることが懸念されている。</p> <p>再資源化促進事業では、資源回収団体が年々減少している。コンポストの安定的な活用先を確保する必要がある。</p>
<p>課題</p>	<p>雑がみは食品残渣が付着している場合などは一般ごみとして排出できるが、資源物としての「雑がみ」の排出促進を図る。</p> <p>刈り草コンポスト化の推進においては、安定的に消費者に届ける必要がある。資源物回収活動が活発に行われるためには団体数を増やす必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>全量再資源化処理可能な民間廃棄物処理業者以外の新たな受け入れ先となる事業者情報の収集に努める。非常時に備え、最終処分場の仮保管場所を確保しておくため、平時から計画的な山本還元方式による溶融飛灰の再資源化処理に取り組む。</p> <p>雑がみの資源化については、自治会等への出前トーク、広報などによる周知啓発に努め、市民の分別意識を高める。</p> <p>再資源化促進事業及びリサイクル活動支援制度の転換においては、集団回収活動に対する制度の周知を行う。</p> <p>環境センター窓口等でコンポストの配布を続けて行き、刈草の堆肥化処理とその活用について周知を行う。</p> <p>本市にふさわしいプラスチックごみの分別収集の実施に向けて検討する。</p>

循環＜取組方針4＞

「適正に処理する」(適正に収集及び処理し、資源として有効利用する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずはまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施、ごみ種別に応じた適正処理の推進、ごみ処理施設整備基本構想の策定に向け着実に進んでいる。 ・最終処分場の残余容量の確保に着実に取り組んでいる。 ・ごみ処理に関する情報の公開が進んでいないため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の次期ごみ処理施設整備の基本方針となる「ごみ処理施設整備基本構想」の策定に向け取り組む。 ・最終処分場の空き容量確保においては、引き続き大規模災害時に備え十分な空き容量の確保に取り組む。 	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施

〔取組内容〕

- ①市が実施する家庭系ごみの収集・運搬について、安全かつ効率的な体制を継続して実施します。
- ②生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、自治会等が設置する塵芥集積施設の整備等を支援します。
- ③自治会等が管理する野積みごみ集積所については、管理者に集積施設の整備の働きかけを行うとともに、必要に応じて整備場所の提案等の支援を行うなど、その解消に向け取り組みます。
- ④不適正排出をなくすため、搬入される事業系ごみの確認を行い、事業所に対する適正排出指導を徹底します。
- ⑤塵芥集積施設からの資源物の持ち去り行為を抑制するため、引き続き監視パトロールを実施するとともに、「龜山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、厳正に対処します。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内689箇所のごみ集積所を直営、委託にて安全かつ効率的な集・運搬体制を構築している。 ・自治会が実施する塵芥集積施設の新設及び改修への補助金を交付したことで公衆衛生の向上に努めている。 ・市民からの通報を受け、資源物持ち去りパトロールを実施する等、啓発、抑制に努めている。
<p>実施状況</p>	<p>市内689箇所のごみ集積所に排出された家庭ごみを直営、委託により、家庭ごみの収集を行った。</p> <p>10自治会が実施した塵芥集積施設の新設、改修に対し補助金を交付した。一方、市内に90ヶ所弱存在する野積みごみ集積所解消に向け取り組めなかった。</p> <p>市民からの通報を受け、資源物持ち去り監視パトロールを実施した。</p>
<p>問題点</p>	<p>リチウムイオン電池など小型充電式電池による火災が全国的に問題となっているが、本市でも発生する可能性がある。</p> <p>野積みごみ集積所は、公道上に設置されていることから施設を設置する用地の確保が困難である。不適正の搬入をすべて確認することは困難である。</p>
<p>課題</p>	<p>収集車両での火災が起こることでごみ処理体制に大きな影響を及ぼすことのないよう対策を講じる必要がある。</p> <p>市内には90ヶ所弱の野積みごみ集積所があるが、公道上に設置されていることから、施設設置用地を確保することは困難である。</p> <p>不適正排出に関して把握した場合は、全ての一般廃棄物処理業許可者へ周知する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>自治会等から野積み集積所解消に向けた相談があれば積極的に支援を行う。</p> <p>ごみの飛散、鳥獣による被害防止のためカラス除けネットの貸出しを継続する。</p> <p>定期的な搬入検査を実施するとともに、検査の結果、不適切事例については全ての一般廃棄物処理業許可者へ情報提供するなどの対策を講じる。</p> <p>資源物持ち去り対策については、市民からの通報をもとに、地域住民や警察と連携を行い、資源物監視パトロールを実施する。</p>

(2) ごみの種別に応じた適正処理の推進

〔取組内容〕

- ①一般ごみ等の溶融処理、粗大ごみ破碎処理、ペットボトルの圧縮梱包処理等、ごみの種別に応じて、適切な中間処理を行います。
- ②一般ごみ等の溶融処理で発生した溶融飛灰の山元還元方式による全量再資源化を継続し、環境への負荷の少ない最終処分量ゼロのごみ処理を引き続き推進します。
- ③災害廃棄物については、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から適切かつ迅速な処理に努めます。
- ④大規模災害時は、災害廃棄物処理による大量の溶融飛灰の発生が予測されます。しかし、亀山市総合環境センター最終処分場には、大規模災害時に溶融飛灰の一時的な保管が必要になった場合の十分な空き容量は残されていません。このことから大規模災害時に備え、溶融飛灰発生量3年分程度の空き容量の確保を目的に、亀山市総合環境センター最終処分場で保管しているセメント固化した溶融飛灰の処理を進めます。
- ⑤亀山市八輪衛生公苑最終処分場については、これまでの掘起し量を整理するとともに、必要に応じて埋立残量調査を実施し、今後の処理作業の方向性を検討します。
- ⑥ごみ溶融処理施設については、引き続き長寿命化計画に基づく大規模整備工事を実施するとともに、施設の適切な維持管理を行うことにより、適正かつ安定したごみの処理と効率的な操業に取り組みます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>まずは進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの種別に応じた適切な中間処理の実施、飛灰再資源化事業による溶融飛灰の全量再資源化、固化飛灰処理による最終処分場の残余容量の確保に着実に取り組んでいる。 ・災害廃棄物の適切・迅速処理において、情報伝達訓練や研修に参加し、情報収集や手順等の確認を行ったことと能登半島地震にかかる災害廃棄物の受入れを行っている。 ・八輪衛生公苑最終処分場の埋立残量調査が未実施である。
<p>実施状況</p>	<p>一般ごみの溶融処理、破碎粗大ごみの破碎処理・選別処理、ペットボトルの圧縮梱包処理、資源ごみの選別、保管、小型充電式電池の選別、保管など種別に応じた処理を滞ることなく行えた。</p> <p>飛灰再資源化事業においては、溶融飛灰の全量再資源化により、最終処分量・ゼロを維持した。</p> <p>災害廃棄物の適切・迅速処理においては、環境省や三重県などの関係機関が実施する情報伝達訓練や研修に参加し、情報収集や手順等の確認を行ったことと能登半島地震にかかる災害廃棄物の受入れを行った。</p> <p>最終処分場の空き容量確保においては、平常時の溶融飛灰発生量で約2年分の保管量が確保できている。</p> <p>旧八輪衛生公苑最終処分場に埋め立てられている678tのごみを掘り起こし、土砂等を篩い分けした。</p>
<p>問題点</p>	<p>ごみの種別に応じた中間処理においては、特に破碎施設での老朽化が著しい。また、小型充電式電池の分別収集が定着していない。</p> <p>災害廃棄物の適切・迅速処理においては、亀山市災害廃棄物処理計画、総合環境センター業務継続計画について、廃棄物対策グループ所属職員が内容を充分熟知しているとは言い難い。</p> <p>最終処分場の空き容量確保においては、約183.8tを搬出したが、施設の故障などにより計画量（200t/年）が達成できなかった。</p> <p>八輪衛生公苑最終処分場には、依然としてごみが埋め立てられている状況が窺えることから、作業未実施の場所を整理のうえ埋立残量の調査を行い、今後の方向性を検討する必要がある。</p>
<p>課題</p>	<p>中間処理施設・設備が老朽化している。</p> <p>溶融飛灰の処理を委託している民間廃棄物処理業者が災害などの理由により、処理できなくなった場合は全量再資源化が出来なくなるおそれがある。</p> <p>最終処分場クレーン設備の老朽化。</p> <p>災害廃棄物処理計画、総合環境センター業務継続計画の内容を熟知する必要がある。</p> <p>八輪衛生公苑最終処分場には、依然としてごみが埋め立てられている状況が窺えることと事業実施のための機械、設備の老朽化が著しい。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>平成2年度稼働の中間処理施設においては老朽化が著しいことから、安定的で適正な処理を継続するため、「施設の延命化」、「民間処理事業者への委託処理」など手法について検討、実行する必要がある。</p> <p>飛灰再資源化事業においては、新たな受け入れ先となる民間事業者等の情報収集に努め、平時から計画的な溶融飛灰の再資源化処理に取り組む。</p> <p>大規模災害時災害廃棄物対策訓練に積極的に参加し、参加した職員は情報共有を図るとともに災害廃棄物処理計画の情報発信に努める。</p> <p>八輪衛生公苑最終処分場は、掘り起こし事業の廃止など方向性を検討する必要がある。</p>

(3) ごみ処理施設の整備等に関する検討

〔取組内容〕

- ①2029（令和11）年度に、現有ごみ溶融処理施設の稼働計画最終年度を迎えることから、次期ごみ処理施設のあり方については、現在の市単独での処理施設の整備の検討に加え、今後本市を取り巻くと予測される人口や廃棄物の減少、厳しくなる財政状況を勘案し、近隣自治体との施設の集約化と広域処理に向けた検討や調整も進め、その方針等を示した「ごみ処理施設整備基本構想」の策定に取り組みます。
- ②粗大ごみ破碎処理施設及び適正処理困難物二輪破碎処理施設は老朽化による処理への影響が懸念されます。現有ごみ溶融処理施設の稼働計画最終年度まで破碎粗大ごみの安定した処理を継続するため、両施設の延命化工事もしくは民間廃棄物処理業者への処理委託等を検討し、適正処理に努めます。

令和6年度進捗状況	〔理由〕 ・次期ごみ処理施設整備基本構想の策定に向け着実に進めている。 ・粗大ごみ処理施設について、延命化工事もしくは処理委託等の検討について進めている。 現有ごみ処理施設の長寿命化計画改訂に向け取り組んでいる。
A	
順調に進んでいる	
実施状況	次期ごみ処理施設整備基本構想において必要となる項目、過年度実績等の整理、専門的な知識や知見が必要となるごみ排出量の推計を業務委託で行い、2年度目に引き継ぐ準備を整えた。 粗大ごみ破碎処理施設の修繕を行うため、短期間ではあるが、民間廃棄物処理業者への処理委託を令和7年度に実施する方向性をまとめた。これにより、延命化工事もしくは民間事業者への処理委託についての検討を具体的に進めることができる。現有ごみ処理施設の長寿命化に取り組んだ。
問題点	次期ごみ処理施設の稼働開始時期が早まったことを踏まえ、早期に次期ごみ処理施設基本構想を策定する必要がある。粗大ごみ破碎処理施設の老朽化。 次期ごみ処理稼働までの間、適正処理を継続する必要がある。
課題	次期ごみ処理施設整備基本構想を早期に策定する必要があるが、ごみ処理システム、財源など必要となる項目の整理まで進んでいない。 施設の老朽化は、破碎粗大ごみの継続した安定処理に影響を及ぼすことが懸念される。現有ごみ処理（溶融処理施設）の長寿命化計画の改訂。
今後の方向性	次期ごみ処理施設整備基本構想策定に向け、2年度目は、ごみ処理システム、財源など次期ごみ処理施設整備基本構想に必要となる項目について関係者との調整、連携し取り組む。破碎粗大ごみの処理については、次期ごみ処理施設稼働までの間の破碎粗大ごみの処理のあり方について検討を進める。長寿命化計画を改訂し、改訂した計画に沿った整備を行う。

(4) ごみ処理に関する情報の公開

〔取組内容〕

- ①ごみ施策に関する情報に加えて、ごみ処理経費やごみ処理に伴う総合環境センターの温室効果ガスの排出量などの情報を近隣自治体や人口規模や産業構造が類似する自治体と比較する等市民にわかりやすく発信し、ごみ処理の透明性の確保に努めます。

令和6年度進捗状況	〔理由〕 ・市ホームページで市民1人1日あたりのごみ排出量を掲載したが、情報発信が十分できていないため。
B	
まずは進んでいる	
実施状況	市ホームページで市民1人1日あたりのごみの排出量を掲載した。
問題点	ごみ処理経費は例年9月議会（予算決算委員会）で資料提出しているものの、市民に十分行き届いているとは言い難い。
課題	ごみ処理に関する情報が市民に行き届くよう、どのような内容をどう届けるか検討する必要がある。
今後の方向性	毎月の市民1人1日あたりのごみ排出量の公開を行う。 ごみ処理経費などの情報を市ホームページなどに掲載するほか、行政出前講座や施設見学の機会を捉えて説明を行う。

